

J A M 政策NEWS

2003年4月25日 第2003-32号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

改正雇用保険法成立

施行は5月1日から

本日(4/25)午前、参議院本会議で、雇用保険制度を改悪する「雇用保険法改正法案」が、与党3党の賛成多数で、可決成立しました。

これに対し、連合は次の事務局長談話を発表しました。

【連合・草野事務局長談話 要旨】

1. 本日可決成立した「雇用保険法改正法案」は、雇用労働者に多大の影響を及ぼす内容でありながら、政府・与党が、5月1日施行に固執し、強引に押し切ったことは許しがたい。
2. 連合は、雇用保険財政の悪化の責任は、小泉政権の経済財政運営にあり、政府案には断固反対するという考えで対応した。さらに政府予算案の組み替え要求をはじめ、全国での街宣行動、国会傍聴行動を積み重ね民主党を中心に野党と連携して法案の抜本改正を実現する取り組みをすすめてきた。
3. 民主党は連合要求も踏まえた対案を国会に提出するとともに、雇用保険制度に一般財源を投入し、給付率引き下げ及び保険料引き上げをやめるべきことを最後まで主張してきた。

しかし政府はもっぱら保険財政の維持に固

し、トータルな雇用対策を示さず、また働く者の声を聞くこともなく、数の力にたより、修正に一切応じることなく原案のまま押し切った。このような数の力に頼った与党の国会運営は民主主義の精神から大きく逸脱するものであり、強く抗議する。

4. 今後、連休明けから労基法・派遣法の審議が本格化する。連合は引き続き、民主党と連携し、雇用労働者の立場に立った抜本改正の実現に向けて総力を結集し取り組んでいく。

施行は5月1日から

改正法の施行は5月1日からです。基本手当を受給する場合、離職日(退職日)が5月1日以降になると、支給額は減額されます。また、他の給付金も5月1日以降は同様の取り扱いになります。

改正の主な内容は、

基本手当の給付率・上限額の切り下げ
給付日数の見直し
教育訓練給付金の縮減
高年齢雇用継続給付金の縮減
保険料率の引き上げ などです。

詳細は次ページを参照して下さい。

雇用保険法改正案の概要

基本手当の給付率及び上限額の切り下げ

		改正前	改正後
給付率		60歳未満 80～60% 60歳以上 80～50%	60歳未満 80～50% 60歳以上 80～45%
上 限 額	30歳未満	8,676円	6,580円(-24%)
	30～44歳	9,642円	7,310円(-24%)
	45～59歳	10,608円	8,040円(-24%)
	60～64歳	9,640円	7,011円(-27%)
屈 折 点	60歳未満	給付率60%の賃金日額：10,190円	給付率50%の賃金日額：12,220円
	60～64歳	給付率50%の賃金日額：13,180円	給付率45%の賃金日額：10,950円

給付日数

Ⅰ. 倒産・解雇等による離職者について、パートタイム労働者の日数を通常労働者に合わせる。

被保険者期間 区分	被保険者期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日(±0)	90日(±0)	120日(+30)	180日(+30)	-
30以上45歳未満		90日(±0)	180日(+30)	210日(+30)	240日(+30)
35以上45歳未満		180日(±0)	240日(+30)	240日(+60)	270日(+60)
45以上60歳未満		180日(±0)	240日(+30)	270日(+30)	330日(+30)
60歳以上		150日(±0)	180日(+30)	210日(+30)	240日(+30)

()の数字は、パートタイム労働者の現行日数との差

「35歳以上45歳未満」は改正によってできた新たな区分。上記表では、比較のため、旧区分「30歳以上45歳未満」も記載している。新区分は「30歳以上35歳未満」と「35歳以上45歳未満」となる。

Ⅱ. 上記以外の離職者について、通常労働者の日数をパートタイム労働者の日数に合わせる。

被保険者期間 区分	被保険者期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全 年 齢	90日(±0)	90日(-30)	120日(-30)	150日(-30)	
困 難 者	45歳未満	300日(±0)但し、パートは+30～+60日			
	45歳以上	150日(±0)	360日(±0)但し、パートは+90日		
	65歳未満				

()の数字は、通常労働者の現行日数との差

その他の改正

Ⅰ. 就業促進手当の創設

改正前	改正後
再就職手当 支給残日数が所定給付日数の1/3以上、かつ、45日以上あり、1年以上引き続き雇用されることが確実であると認められる職業等に就いた場合に支給	就業促進手当 支給残日数が所定給付日数の1/3以上あり、常用就職もしくは非常用就職に就いた場合支給

Ⅱ. 60歳時賃金日額の算定の特例廃止

改正前	改正後
60歳以上65歳未満の被保険者の賃金日額の特例 60歳に達した日の前日から引き続いて雇用されていた60歳以上65歳未満の被保険者が、60歳以後最初に離職した場合 60歳到達時の賃金 > 離職時の賃金 60歳到達時の賃金で算定 60歳到達時の賃金 ≤ 離職時の賃金 離職時の賃金で算定	廃 止

Ⅷ. 教育訓練給付

	改正前	改正後
支給要件期間 教育訓練を開始するまでの通算した被保険者期間。過去に教育訓練給付金の支給を受けた場合は、教育訓練開始前の期間は、支給要件期間に算入しない	5年以上	3年以上
給付率	80%	支給要件期間5年以上 40% 支給要件期間3年以上5年未満 20%
上限額	30万円	支給要件期間5年以上 20万円 支給要件期間3年以上5年未満 10万円
受給期間延長	なし	あり

Ⅱ. 高年齢雇用継続給付

	改正前	改正後
支給対象者	賃金が15%を超えて低下	賃金が25%を超えて低下
給付額	継続雇用時(再就職時)の賃金の25%	継続雇用時(再就職時)の賃金の15%
支給期間	高年齢雇用継続基本給付金 65歳に達するまでの期間 高年齢再就職給付金 支給残日数200日以上 2年間 支給残日数100日以上 1年間	同左

Ⅲ. 訓練延長給付の特例の対象者拡大

	改正前	改正後
訓練延長給付制度特例対象者	45歳以上65歳未満は複数回受講可能	35歳以上60歳未満は複数回受講可能
特例期間	平成17年3月31日	当分の間

Ⅳ. 受講手当・特定職受講手当

	改正前	改正後
受講手当	日額600円	日額500円
特定職種受講手当	月額2000円	廃止

Ⅴ. 育児・介護休業法による休業・勤務時間短縮措置に伴う特例

概要	育児・介護休業法の規定に基づく休業・勤務時間短縮措置により賃金が喪失・低下している期間中に倒産、解雇などで離職した場合 休業開始前または勤務時間短縮措置前の賃金日額 離職時の賃金日額	} どちらか高い方の賃金日額により基本手当日額を算定する
対象者	休業開始時または勤務時間短縮措置が講じられた時点において被保険者であった受給資格者	

保険料率

	改正前	改正後
本則	12/1000	本則 16/1000
弾力条項発動で	14/1000	弾力条項 ±2/1000 ただし、平成15・16年度は14/1000に据え置く